



#1 Special Report

「避難者支援法制の確立に向けて」 ～広域避難者の実態調査を中心に～

大阪弁護士会 副会長 山西 美明

本年7月21日に、同年9月15日に開催が予定されている第25回日弁連司法シンポジウム「震災復興と司法の役割」のプレシンポジウムが、大阪弁護士会の主催（共催：日本弁護士連合会 後援：近畿弁護士会連合会）で開催されました。大阪弁護士会会館1001・1002の会場が満席となる140名を超える方々に参加していただき、非常に充実した内容の基調報告およびパネルディスカッションが展開されました。

本シンポジウムは、その内容から、災害復興支援委員会が担当しました。

災害復興支援委員会では、本年3月から、東日本大震災によって大阪府下に避難してこられた方々への面談による聞き取り実態調査を実施してきました。7月21日現在において、85名（男性33名、女性52名・内母子避難者26名）の方からの聞き取りを行いました。

本プレシポでは、同報告を分析調査した本元宏和会員が、その結果を報告しました。

家族が離散して避難しているケースが3分の2を占めている、避難することについて周囲の理解が得

られないと回答されている方が50%を超えている、地元に戻りたくない・戻れないと回答されている方が75%を超え、その理由のほとんどが放射能による被爆と回答。避難先での不安は、住居、雇用、子どもの保育・教育、健康、家族間亀裂、経済的困窮など本当に大変な状況が浮かび上がってきました。

次に、尾松亮氏（モスクワ大学に留学の経験があり、2011年にチェルノブイリ原発事故被災地の調査を実施、現在、株式会社現代経営技術研究所 主任研究員）から「チェルノブイリ法から学ぶこと」と題する基調報告をしていただきました。チェルノブイリ法の三つの要点として、①「介入基準」1ミリシーベルト／年超を法律で定めたこと。②その基準によって「居住か移住かの選択肢」が認められる地域を定めたこと（移住権）。③「子ども」の範囲を胎児・子孫まで広げたこと、を上げ、今後の日本の支援策・支援法制にも生かされるべきことを指摘されました。



▲尾松 亮氏

続いて、辻内琢也氏（医師として阪神淡路大震災のボランティア活動に参加。現在、早稲田大学人間科学学術院准教授）から「原発避難者のうけている甚大な精神的苦痛について」と題する基調報告をしていただきました。同氏は、チームで、福島県内から埼玉県に避難された1658世帯を対象に、避難生活の実態、避難者の心身の状況等を把握するための大規模なアンケートの調査を実施されました。その調査結果の分析によれば、避難者が受けている精神的障害は、交通事故による骨折で平均6週間入院した患者に生じた精神的障害と、同程度かそれ以上で



▲辻内琢也氏

あると考察されました。そして、こうした避難者の高いストレス状態に対処するには、「心のケア」だけではなく、その根本にある雇用や生活苦等に対する社会問題に対する「社会的ケア」が重要であることを結論付けられました。

こうした基調報告を踏まえ、後半は、青木佳史会員（災害復興支援委員会 副委員長）をコーディネーターとして、お二人の講師のほか、避難者自身が避難者の支援をする活動をしておられる高野正巳氏（関西県外避難者の会 福島フォーラム代表）及び古部真由美氏（県外避難者西日本連絡会 「まるっと西日本」代表）、さらに加藤高志会員（災害復興支援委員会 委員）を加えたパネリストによる「あるべき避難者支援法制とは何か」についてパネルディスカ

ッションを行いました。

避難者が求める具体的な支援は、住居、雇用、保育、医療など様々な分野に及びます。しかし、何よりも切実だったのは、避難することを非難する声や感情の中で、近隣、親戚、そして家族間でも不和が生じ、そのことが最大のストレスになっているとの悲痛な叫びでした。パネルディスカッションでは、本年6月に成立した、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活



▲古部真由美氏



▲高野正巳氏

支援等に関する施策の推進に関する法律」をよりよくしていくために、「とどまること」「避難すること」「帰還すること」の自己決定権の権利性をより明確にするために、チェルノブイリ法から学んだ基準の明確化と、早急な実地調査による適正な地域指定を行い、具体的施策を実施するための国及び地方自治体の責務を明記するべきことなどが提言されました。

本シンポジウムの詳細は、次回9月号に委ねることにしますが、出席された日本弁護士連合会災害復興支援委員会の委員長中野明安氏からも具体的な提言がなされた素晴らしいシンポジウムでしたと絶賛されたことを付言しておきます。



▲パネルディスカッションの様子